

News Letter

岡山県内初のGI登録

つらしま

連島ごぼう (JA倉敷かさや)

★ 連島ごぼうの紹介

倉敷市連島地域では、約70年前からごぼうの栽培に取り組んでおり、昨年12月、地理的表示(GI)保護制度に「連島ごぼう」が登録されました。

連島ごぼうは、川砂を主体とした畑で栽培されているため、肌が白くアクが少ないごぼうです。また、肉質はやわらかで甘みがあり、筋張っていないこと、洗いごぼうとして出荷するため、そのまま料理に使えることなどが特徴です。

現在、JA倉敷かさや(東部出荷組合)の組合員28名が約15haの畑で周年栽培し、年間約400tを中国四国や関西へ出荷しています。



(連島ごぼう)

★ 特徴的な栽培方法等

高品質な連島ごぼうは、同地域が土壌や水脈などの立地条件に恵まれた環境であったことに加え、生産者の方々が品種選定や栽培方法等において、長い年月を経て努力した結果、実現しました。

現在における特徴的な栽培方法等をご紹介しますと、まず、土壌作りに力を入れています。は種前には必ず畑の土壌診断を実施し、過不足要素に応じた施肥を行います。また、ごぼうが長く真っすぐ育つように、専用の機械「トレンチャー」で2m程度の溝を掘った後、は種します。



(ごぼう畑)

収穫作業の特徴は、ごぼう一本ずつ生育状況を確認し、丁寧に手で抜き取ります(冬期は機械堀り)。その後、土を洗い落とし、アク抜きのため水槽に1~2時間浸け、厳格な基準に基づき選別を行います。

このように、生産者の方々が土壌作りから出荷まで手間暇をかけ、高品質な連島ごぼうを栽培・出荷しています。

この度のGI登録を契機に、益々、連島ごぼうの産地化・ブランド化が進むことが期待されます。

○ 地理的表示(GI)保護制度

地域には長年培われた特別の生産方法や気候・風土・土壌などの生産地の特性により、高い品質と評価を獲得するに至った産品が多く存在しています。これら産品の名称(地理的表示)を知的財産として保護する制度が「地理的表示保護制度」です。

農林水産省は、地理的表示保護制度の導入を通じて、それらの生産業者の利益の保護を図ると同時に、農林水産業や関連産業の発展、需要者の利益を図るよう取組を進めています。





青色申告を始めましょう！

- 青色申告は、自分の経営を客観的につかむための重要なツールです。青色申告には、**税制上のメリット**もありますので、**早速、取り組んでみましょう。**
- なお、政府の農林水産業・地域の活力創造本部において、青色申告を行っている農業者を対象とした収入保険制度の導入が決定されました。

青色申告を始めるには、まず何をすればいいの？



新たに青色申告を始めるためには、個人の場合、**平成29年3月15日までに、最寄りの税務署に「青色申告承認申請書」を提出**する必要があります。

この申請を行えば、平成29年分の所得から、青色申告を行うことができます(申告時期は平成30年2～3月)。

<青色申告承認申請書の様式>

税務署受付印	1090
所得税の青色申告承認申請書	
納税地	○住所地・○居所地・○事業所等 (該当するものを選択してください。) (〒 -) (TEL - -)
上記以外の住所・事業所等	納税地以外に住所・事業所等がある場合は記載します。 (〒 -) (TEL - -)
フリガナ	生年月日
氏名	○大正 ○昭和 ○平成
職業	屋号

平成__年分以後の所得税の申告は、青色申告書によりたいので申請します。

- 事業所又は所得の基となる資産の名称及びその所在地 (事業所又は資産の異なるごとに記載します。)
名称 _____ 所在地 _____
名称 _____ 所在地 _____
- 所得の種類 (該当する事項を選択してください。)
 事業所得 ・ 不動産所得 ・ 山林所得
- いまままでに青色申告承認の取消しを受けたこと又は取りやめをしたことの有無
(1) 有 (○取消し・○取りやめ) __年__月__日 (2) 無
- 本年1月16日以後新たに業務を開始した場合、その開始した年月日 __年__月__日
- 相続による事業承継の有無
(1) 有 相続開始年月日 __年__月__日 被相続人の氏名 _____ (2) 無
- その他参考事項
(1) 簿記方式 (青色申告のための簿記の方法のうち、該当するものを選択してください。)
 複式簿記・ 簡易簿記・ その他 ()
(2) 備付帳簿名 (青色申告のため備付ける帳簿名を選択してください。)
 現金出納帳・ 売掛帳・ 買掛帳・ 経費帳・ 固定資産台帳・ 預金出納帳・ 手形記入帳
 債権債務記入帳・ 総勘定元帳・ 仕訳帳・ 入金伝票・ 出金伝票・ 振替伝票・ 現金式簡易帳簿・ その他
(3) その他

開年税理士	税務署	整理番号	関係部門	A	B	C
(TEL - -)	01					
	通 信 日 付 印 の 年 月 日	認 認 印				
	年 月 日					

青色申告とは

○「**正規の簿記**」と「**簡易な方式**」があります。

- 正規の簿記は、複式簿記です。
- 簡易な方式は、白色申告にはない現金出納帳等を整備することが必要です。

青色申告の主なメリット

○ 青色申告特別控除

「**正規の簿記**」の場合は**65万円**を、「**簡易な方式**」の場合は**10万円**を所得から控除可能です。

○ 損失の繰越しと繰戻し

損失額を翌年以後3年間（法人は9年間）にわたって繰り越して、各年分の所得から控除可能です。
また、繰越しに代えて、**損失額を前年に繰り戻して**、前年分の所得税の還付を受けることも可能です。

※ 帳簿を付けることで、**自らの経営状況をつかみやすくなる**とともに、**金融機関からの信用を得やすい**といった経営上のメリットも出てきます。

